

山武市

(令和2年4月23日)

「山武市飲食店等緊急支援給付金支給事業」の申請受付開始について

お世話になっております。  
標記の件について別紙のとおりお知らせいたします。  
ご確認をよろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

わがまち活性課  
0475-80-1201

各報道機関 様

山武市わがまち活性課

「山武市飲食店等緊急支援給付金支給事業」の申請受付開始について

山武市では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る外出自粛等の要請により早期から売上減少等の影響を受けている飲食店等の市内事業者に対し、事業継続を支援するための給付金（10万円）を支給する事業「山武市飲食店等緊急支援給付金支給事業」の申請受付を4月24日に開始します。申請期限は5月29日（消印有効）までで、原則郵送又はメールでの申請となります。

1 支給対象事業者

新型コロナウイルスの影響により、売上が前年と比較して50%以上減少した市内中小企業者のうち、「飲食店」、「宿泊業」又は「観光苺園（いちご狩り）」を主たる業務として営む事業者

※要件詳細等につきましては、別添リーフレットを参照願います。  
（市ホームページにも掲載します。）

2 支給金額 1事業者につき10万円

3 申請期間 令和2年4月24日（金）～ 令和2年5月29日（金）※消印有効

4 問合せ（申請窓口）

山武市経済環境部 わがまち活性課 経済活性化推進係  
TEL 0475-80-1201 FAX 0475-82-2107  
mail: keika@city.sammu.lg.jp

# 山武市飲食店等緊急支援給付金

山武市では、新型コロナウイルス感染症対策等により、売上が著しく減少している飲食店、宿泊業者及び観光いちご園に、給付金（10万円）を支給します。

## ☆対象者 次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 市内に事業所を有する法人・個人事業主又は市内に6カ月以上住所を有する個人事業主であって（※中小企業者等に限りません。）
  - ① 飲食店（飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）
  - ② 宿泊業（会社・団体の宿泊所等を除く。）
  - ③ 観光いちご園（いちご狩り）  
の何れかを主な業務として営んでいる。
- (2) 平常時の売上が月15万円以上ある。
- (3) 前年同月（2～4月）比で50%以上売上が減少している。
- (4) 法人市民税又は市町村民税の未納がない。
- (5) 暴力団関係者でない。

### 【給付金申請から支給までの流れ】

#### 1 [事業者]

要件に該当する事業者は、給付金の申請（兼請求）をしてください。

※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。

※原則として郵送又はメール（PDF添付）での申請をお願いいたします。

↓

#### 2 [山武市]

申請内容の審査

↓

#### 3 [山武市]

事業者の指定口座に（10万円を）振込み

### 【申請に必要なもの】

- (1) 給付金申請書
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 売上の減少がわかる書類（売上台帳等）
- (4) 振込指定口座の通帳の写し
- (5) 本人確認のための公的身分証明書（運転免許証等）の写し
- (6) 市外に住所を有する個人事業主については、市町村民税の未納がないことが確認できる証明書

○申請先 山武市役所 わがまち活性課（下記参照）

○申請期間 令和2年4月24日（金）～令和2年5月29日（金）※消印有効

※4月25日（土）、26日（日）、29日（水・祝）については、前日（8時30分～17時15分）までに電話予約をいただければ窓口対応をいたします。

山武市役所 経済環境部 わがまち活性課 経済活性化推進係【平日8時30分～17時15分】

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 TEL 0475-80-1201 FAX 0475-82-2107

mail: keika@city.sammu.lg.jp